

平成26年度

行政監査結果報告書

糸島市監査委員

# 目 次

第 1	監査のテーマ	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の目的	1
第 4	監査の対象施設	1
第 5	監査の対象期間	2
第 6	監査の実施期間	2
第 7	監査の方法	2
第 8	監査の着眼点	3
第 9	監査の結果	3
1	行政監査報告書（人権福祉部 福祉支援課）	4
2	行政監査報告書（人権福祉部 子ども課）	7
3	行政監査報告書（農林水産部 農業振興課）	10
4	行政監査報告書（経済振興部 商工振興課）	14
5	行政監査報告書（経済振興部 シティセールス課）	17
6	行政監査報告書（教育部 文化課）	20
第 10	むすび	24
【資料】		25

# 平成 26 年度 行政監査報告書

## 第 1 監査のテーマ

「指定管理者制度の導入について」

## 第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項に基づく事務の執行についての行政監査

## 第 3 監査の目的

平成 15 年 9 月に施行された地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、指定管理者制度が創設された。

糸島市では、平成 26 年 1 月 1 日現在において市が設置する公の施設のうち、83 施設において指定管理者制度を導入しているが、制度導入に係る行政事務に関し、制度の運用が法令等の定めに従い適法に行われているか、事務の執行が合理的かつ効率的であるかなどについて、行政事務の適法性、合理性・効率性の観点から監査を実施するものである。

## 第 4 監査の対象施設

平成 26 年 1 月 1 日現在指定管理者制度を導入している公の施設の 83 施設のうち次の施設を抽出し、監査を実施した。

監査対象課	監査対象施設	施設数
人権福祉部 福祉支援課	健康福祉センター（あごら、ふれあい）	2
人権福祉部 子ども課	<b>【前原地区】</b> 波多江放課後児童クラブ 東風放課後児童クラブ 前原放課後児童クラブ 前原第 2 放課後児童クラブ 前原南放課後児童クラブ 南風放課後児童クラブ 南風第 2 放課後児童クラブ 加布里放課後児童クラブ 長糸放課後児童クラブ 雷山放課後児童クラブ 怡土放課後児童クラブ <b>【二丈地区】</b> 一貴山放課後児童クラブ 深江放課後児童クラブ 福吉放課後児童クラブ <b>【志摩地区】</b> 可也第 1 放課後児童クラブ 可也第 2 放課後児童クラブ 桜野放課後児童クラブ 引津放課後児童クラブ	18

農林水産部 農業振興課	福吉地区中山間地域総合整備事業活性化施設 (福吉ふれあい交流センター福ふくの里)	1
経済振興部 商工振興課	ワークプラザ	1
経済振興部 シティセールス課	いとしま応援プラザ	1
教育部 文化課	伊都文化会館	1

## 第5 監査の対象期間

平成22年度、平成23年度及び平成24年度(3年度分)

## 第6 監査の実施期間

平成26年4月1日から平成26年5月15日まで

## 第7 監査の方法

今回の行政監査に当たっては、監査の対象課からあらかじめ次に掲げる調書及び書類のうち、該当するものについて提出を求め、書類審査を行った。

### 【提出を求めた調書及び書類】

- 調書様式1号(施設の概要)
- 調書様式2号(指定管理者の選定・業務等)
- 募集要項
- 基本協定書
- 年度協定書(各年度)
- 事業報告書(平成22年度から平成24年度まで)
- 利用料金承認申請に係る書類

また、その他監査委員が指示する書類として、次に掲げる書類の提出を各課に求め監査を実施した。

### [人権福祉部 福祉支援課]

- ・事業計画書(平成22年度から平成24年度まで)
- ・業務報告書
- ・納税証明書(平成22年度から平成24年度まで)

### [人権福祉部 子ども課]

- ・事業計画書又は業務計画書(平成22年度から平成24年度まで)
- ・自主事業に係る業務計画書
- ・開所時間変更に係る書類(申請書等)
- ・納税証明書(平成22年度から平成24年度まで)

### [農林水産部 農業振興課]

- ・納税証明書(平成22年度から平成24年度まで)

[経済振興部 商工振興課]

- ・事業計画書（平成22年度から平成24年度まで）
- ・納税証明書（平成22年度から平成24年度まで）

[経済振興部 シティセールス課]

- ・事業計画書（平成24年度）
- ・主催事業計画書
- ・業務報告書
- ・販売手数料に係る決定・変更書類（報告書等）
- ・納税証明書（平成23年度、平成24年度）

[教育部 文化課]

- ・自主事業計画書
- ・業務報告書
- ・納税証明書（平成22年度から平成24年度まで）
- ・選定委員会設置規定

## 第8 監査の着眼点

指定管理者制度の導入に係る行政事務の適法性、合理性・効率性の観点から、監査の着眼点を次に掲げる項目とし監査を実施した。

- (1) 指定管理者の選定及び指定手続について
- (2) 指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について
- (3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について
- (4) 指定管理者への指導及び助言について

## 第9 監査の結果

監査の結果については、監査の対象課ごとに次のとおりである。

## 行政監査報告書（人権福祉部 福祉支援課）

### 1 行政監査実施日

- ・ 公の施設の実地調査 平成 26 年 4 月 24 日  
(健康福祉センターあごら及びふれあい)
- ・ 本監査（ヒアリング） 平成 26 年 5 月 14 日（監査室）

### 2 監査の結果

監査の結果、指定管理者の選定及び協定の締結に係る事務については、概ね適正であると認められたが、次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分に把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に指摘等を行ったので、記述は省略した。

#### （1）指定管理者の選定及び指定手続について

特記事項なし

#### （2）指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について

指定管理者が行う業務について

指定管理者が行う業務について、糸島市健康福祉センター条例（以下「条例」という。）第 6 条第 3 号に「前 2 号に掲げるもののほか、健康福祉センターの運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務」と規定されている。

また、糸島市健康福祉センターあごら（ふれあい）の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）の別記 1 管理業務仕様書の 1（1）に「あごら（ふれあい）の管理運営に関する一切の業務」と規定されている。

しかし、条例に規定する「市長が必要と認める業務」及び基本協定書に規定する「一切の業務」が明確ではなかった。

指定管理者が行う業務については、事故に対する責任等にも関わるため、明確にしておく必要があると思われる。

指定管理者が行う業務について明確にしていきたい。

利用料金の承認手続について

条例第 19 条第 2 項の規定による利用料金の承認手続について、利用料金決定に係る市長の承認行為が行われていなかった。

同条同項では「利用料金の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。」と規定しており、条例に準ずる利用料金の決定であっても、市長の承認行為が必要である。

また、市長の承認行為として、文書により明確にしておくことが適切であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 納税証明書の提出について

平成 22 年度、23 年度及び 24 年度分の指定管理者の納税証明書が平成 26 年 4 月 7 日に一括して提出されていた。

糸島市健康福祉センター条例施行規則（以下「規則」という。）第 7 条では「指定管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に、第 2 条第 9 号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、前事業年度の国税及び地方税に係る納税証明書の提出を事業年度終了後 2 月以内に求める必要があったと思われる。

適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

#### 事業計画書の提出時期等について

基本協定書第 12 条第 1 項に「乙は、各年度の 2 月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。」と規定しているが、受付事務処理等の不備により、提出年月日が不明のため、提出期限までに提出があったかの確認ができなかった。

また、提出された事業計画書の活用についても明確ではなかった。

適正な事務処理及び事業計画書の活用についての整理を行っていただきたい。

#### 指定管理業務の再委託について

施設の維持・管理に係る指定管理者の業務について、指定管理者は管理業務の一部を第三者へ再委託していた。

基本協定書第 18 条は「乙は、業務を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」と規定している。

指定管理者が管理業務の一部を再委託する場合は、書面による甲の承諾が必要であるが、承諾の行為が行われていなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

### (3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について

指定管理者の管理運営実績に対する評価及び検証については、条例、規則及び基本協定書において特段の定めはないが、指定管理者制度を導入した効果や、適正な管理が行われているか等の確認のため必要であると思われる。

総体的な評価は行われていたが、何に基づき、どのような項目を、どのような基準で評価すべきかが明確ではなかった。

評価及び検証の適正な実施のため、評価基準の整理や評価シートを作成するなどの検討を行っていただきたい。

#### (4) 指定管理者への指導及び助言について

指定管理者への指導については、必要書類等の作成・提出等の事務的なものや施設の活用等について行われていたが、行われた指導が的確なものであったか、また十分なものであったかの確認ができなかった。

評価及び検証の適正な実施と併せ、指導及び助言の実施方法等についても検討していただきたい。



午後 6 時から午後 7 時まで及び午後 6 時から午後 6 時 30 分までの延長時間を指定管理者の自主事業としていた。

条例第 11 条第 1 項は「児童クラブの開所時間は、学校の放課後から午後 6 時までとする。」と、同条第 2 項は「前項の規定にかかわらず、指定管理者は特に必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。」と規定している。

また、一貴山、福吉、深江の 3 施設に係る管理運営に関する基本協定書第 33 条第 2 項には「乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。」と規定している。

自主事業として開所時間を延長していた 7 施設は、いずれも条例第 11 条第 2 項に基づく市長の承認が文書で行われておらず、一貴山、福吉、深江の 3 施設は、管理運営に関する基本協定書第 33 条第 2 項に規定される業務計画書が提出されていなかった。

口頭での確認及び承認は行われているようであったが、書類の提出や市長の承認行為は明確にしておく必要があると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 利用料金の承認手続について

条例第 17 条第 2 項の規定による利用料金の承認手続について、利用料金決定に係る市長の承認行為が行われていなかった。

同条同項では「利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。」と規定しており、条例に準ずる利用料金の決定であっても、市長の承認行為が必要である。

また、市長の承認行為として、文書により明確にしておくことが適切であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 納税証明書の提出について

平成 22 年度、23 年度及び 24 年度分の指定管理者の納税証明書が提出されていなかった。

糸島市放課後児童クラブ条例施行規則（以下「規則」という。）第 7 条では「指定管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に、第 2 条第 9 号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、前事業年度の国税及び地方税に係る納税証明書の提出を事業年度終了後 2 月以内に求める必要があったと思われる。

適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

#### 事業計画書の提出時期について

前原地区の 11 施設及び志摩地区の 4 施設に係る管理運営に関する基本協定書第 12 条第 1 項に「乙は、各年度の 10 月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げ

る内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。」と、また、二丈地区の3施設に係る管理運営に関する基本協定書第13条第1項に「乙は、毎年度甲が指定する期日までに業務計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。」と規定しているが、受付事務処理等の不備により、提出年月日が不明のため、提出期限までに提出があったかの確認ができなかった。

また、二丈地区の3施設については、甲が指定する期日が明確ではなかった。  
適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 指定管理業務の再委託について

施設の維持・管理に係る指定管理者の業務について、指定管理者は管理業務の一部を第三者へ再委託していた。

前原地区の11施設及び志摩地区の4施設に係る管理運営に関する基本協定書第18条は「乙は、業務を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」と、また、二丈地区の3施設に係る管理運営に関する基本協定書第8条第1項は「乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定している。

指定管理者が管理業務の一部を再委託する場合は、いずれも事前に甲の承諾が必要であるが、承諾の行為が行われていなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

### (3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について

指定管理者の管理運営実績に対する評価及び検証については、条例、規則及び基本協定書において特段の定めはないが、指定管理者制度を導入した効果や、適正な管理が行われているか等の確認のため必要であると思われる。

総体的な評価は行われていたが、何に基づき、どのような項目を、どのような基準で評価すべきかが明確ではなかった。

評価及び検証の適正な実施のため、評価基準の整理や評価シートを作成するなどの検討を行っていただきたい。

### (4) 指定管理者への指導及び助言について

指定管理者への指導については、必要書類等の作成・提出等の事務的なものは行われていたが、行われた指導が的確なものであったか、また十分なものであったかの確認ができなかった。

評価及び検証の適正な実施と併せ、指導及び助言の実施方法等についても検討していただきたい。

## 行政監査報告書（農林水産部 農業振興課）

### 1 行政監査実施日

- ・ 公の施設の実地調査 平成 26 年 4 月 23 日  
(福吉ふれあい交流センター福ふくの里)
- ・ 本監査（ヒアリング） 平成 26 年 5 月 15 日（監査室）

### 2 監査の結果

監査の結果、指定管理者の選定及び協定の締結に係る事務については、概ね適正であると認められたが、次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分に把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に指摘等を行ったので、記述は省略した。

#### (1) 指定管理者の選定及び指定手続について

指定管理者の指定申請書に添付する書類が糸島市福吉地区中山間地域総合整備事業活性化施設条例施行規則(以下「規則」という。)第2条各号に規定されているが、一部提出されていないものが見受けられた。

書類受領時の点検等、適正な事務処理を行っていただきたい。

#### (2) 指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について

指定管理者が行う業務について

糸島市福吉地区中山間地域総合整備事業活性化施設条例(以下「条例」という。)第5条第3号に「その他施設の運営に関し市長が必要と認める業務」と規定されているが、糸島市福吉地区中山間地域総合整備事業活性化施設の管理に関する協定書(以下「協定書」という。)に「市長が必要と認める業務」が明記されておらず、指定管理者が行う業務が明確ではなかった。

指定管理者が行う業務については、事故に対する責任等にも関わるため、明確にしておく必要があると思われる。

指定管理者が行う業務について明確にしていきたい。

継続的な公共サービスの水準確保について

公共サービスの水準の確保という観点から、条例第7条第3号の規定により、「施設の管理を安定して行う物理的能力及び人的能力を有していること。」を指定管理者の選定基準の1つとしているが、協定書には「物理的能力」「人的能力」の安定確保に係る具体的な事項が規定されていなかった。

市の担当職員が頻繁に施設に出向き状況を把握しているとのことであったが、一般的に複数年継続した協定を締結する指定管理者制度においては、継続的な公共サービスの水準確保の観点から、何らかの対応が必要であると思われる。

検討していただきたい。

#### 開館時間の変更に係る承認手続について

条例第 12 条は「施設の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。」と規定しているが、実態は午後 6 時に閉館していた。

開館時間を変更するときは、同条の但し書き規定により、市長の承認を得なければならないが、市長の承認行為は行われていなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 利用料金の承認手続について

条例第 16 条第 2 項の規定による利用料金の承認手続について、利用料金決定に係る市長の承認行為が行われていなかった。

同条同項では「施設の利用料金は、別表に定める額の範囲内で市長の承認を得て指定管理者が定める。」と規定しており、条例に準ずる利用料金の決定であっても、市長の承認行為が必要である。

また、市長の承認行為として、文書により明確にしておくことが適切であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 協定で定める事項について

協定で定める事項を規則第 5 条第 2 項に規定しているが、同条同項第 5 号の「指定の取消し及び業務の停止に関する事項」が協定書に定めていなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 納税証明書の提出について

平成 22 年度、23 年度及び 24 年度分の指定管理者の納税証明書が提出されていなかった。

規則第 7 条では「指定管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に、第 2 条第 9 号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、前事業年度の国税及び地方税に係る納税証明書の提出を事業年度終了後 2 月以内に求める必要があったと思われる。

適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

#### 指定管理業務の再委託について

施設の維持・管理に係る指定管理者の業務について、指定管理者は管理業務の一部を第三者へ再委託していた。

協定書第 9 条は「乙は、この協定による管理業務を他の者に再委託してはならない。ただし、施設を維持管理する業務等において、甲が認めた者及びあらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りではない。」と規定している。

指定管理者が管理業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ甲の承認が必要ですが、承認の行為が行われていなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

販売手数料等の徴収根拠について

施設内で展示販売されている特産物の販売代金について、指定管理者は展示をした地元生産者から、販売代金の一部を販売手数料として徴収していた。

また、施設の軒下通路部分での店頭販売を認め、店頭販売者から、販売代金の一部を店頭手数料として徴収していた。

いずれの手数料も、条例、規則及び協定書には規定されておらず、徴収の根拠が明確ではなかった。

また、店頭手数料については、指定管理者の利用料金収入とされていた。

施設内での展示販売及び施設の軒下通路部分での店頭販売の行為が、指定管理者の指定管理業務であるのか、自主事業であるかを再度整理するとともに、販売手数料及び店頭手数料の徴収根拠についても検討していただきたい。

行政財産の目的外使用許可に係る手続き等について

施設の軒下に自動販売機が設置されていたが、指定管理者が設置を許可し、設置に伴う使用料は指定管理者の収入となっていた。

また、施設の軒下通路部分では店頭販売が行われていたが、これも指定管理者が許可し、店頭手数料として指定管理者の収入となっていた。

自動販売機の設置及び店頭販売は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用に該当すると思われる。

行政財産の目的外使用の許可権者は市長であり、使用料については、糸島市行政財産の使用に関する条例の規定に基づき算定し、市が徴収するものである。

適正な事務処理を行っていただきたい。

### (3) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について

指定管理者の管理に係る経費について

指定管理者の管理に係る経費について、人件費や水道光熱費が計上されていなかった。

施設を維持管理するためには、人件費や電気・ガス・水道等は必要不可欠であると思われ、これらに係る経費は施設の管理に係る経費であると思われる。

適正な施設の管理に係る経費の把握に努めていただきたい。

指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について

指定管理者の管理運営実績に対する評価及び検証については、条例、規則及び協定書において特段の定めはないが、指定管理者制度を導入した効果や、適正な管理が行われているか等の確認のため必要であると思われる。

総体的な評価は行われていたが、何に基づき、どのような項目を、どのような基準で評価すべきかが明確ではなかった。

評価及び検証の適正な実施のため、評価基準の整理や評価シートを作成するなどの検討を行っていただきたい。

#### **(4) 指定管理者への指導及び助言について**

指定管理者への指導及び助言の実施については、具体的な指導内容等の確認ができなかった。

評価及び検証の適正な実施と併せ、的確な指導及び助言が行えるよう実施方法等についても検討していただきたい。

## 行政監査報告書（経済振興部 商工振興課）

### 1 行政監査実施日

- ・ 公の施設の実地調査 平成 26 年 4 月 24 日（ワークプラザ）
- ・ 本監査（ヒアリング） 平成 26 年 5 月 15 日（監査室）

### 2 監査の結果

監査の結果、指定管理者の選定及び協定の締結に係る事務については、概ね適正であると認められたが、次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分に把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に指摘等を行ったので、記述は省略した。

#### （1）指定管理者の選定及び指定手続について

指定管理者の指定申請書に添付する書類が糸島市ワークプラザ条例施行規則（以下「規則」という。）第 2 条各号に規定されているが、同条第 3 号の「条例第 4 条に規定する業務に関する事業計画書及び収支予算書」については、公益社団法人シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）の法人の事業計画書及び収支予算書であった。

規則第 2 条第 3 号で求めている「事業計画書」「収支予算書」は、公の施設の管理に関し指定管理者が行う業務に係るものであり、申請団体等の指定管理者としての適格性の判定資料等は、同条第 3 号以外のものと思われる。

書類受領時の点検等、適正な事務処理を行っていただきたい。

#### （2）指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について

継続的な公共サービスの水準確保について

公共サービスの水準の確保という観点から、糸島市ワークプラザ条例（以下「条例」という。）第 6 条第 3 号の規定により、「ワークプラザの管理を安定して行う物理的能力及び人的能力を有していること。」を指定管理者の選定基準の 1 つとしているが、協定書には「物理的能力」「人的能力」の安定確保に係る具体的な事項が規定されていなかった。

毎年、事業報告書等で確認を行っているとのことであったが、一般的に複数年継続した協定を締結する指定管理者制度においては、継続的な公共サービスの水準確保の観点から、何らかの対応が必要であると思われる。

検討していただきたい。

#### 施設の利用者の範囲について

条例第 13 条において施設の利用者の範囲を「市内に居住する 55 歳以上の者」と規定しているが、シルバー人材センターの会員は 60 歳以上のものとなっており、55 歳から 59 歳までの利用者はいないとのことであった。

条例の規定による利用者の範囲に該当する市民が、広く一般に施設を利用できるよう検討していただきたい。

#### 納税証明書の提出について

平成 22 年度、23 年度及び 24 年度分の指定管理者の納税証明書が提出されていなかった。

規則第 7 条では「指定管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に、第 2 条第 9 号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、前事業年度の国税及び地方税に係る納税証明書の提出を事業年度終了後 2 月以内に求める必要があったと思われる。

適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

#### 指定管理者申請事項の変更手続について

規則第 9 条は「指定管理者は、第 2 条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、糸島市ワークプラザ指定管理者申請事項変更届（様式第 6 号）に、変更の事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と規定しているが、指定管理者の法人格が「社団法人」から「公益社団法人」に変更されたことについての届出がなされていなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 指定管理業務の再委託について

施設の維持・管理に係る指定管理者の業務について、指定管理者は管理業務の一部を第三者へ再委託していた。

糸島市ワークプラザの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第 8 条第 1 項は「乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は除く。」と規定している。

指定管理者が管理業務の一部を再委託する場合は、事前に甲の承認が必要であるが、承認の行為が行われていなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 事業計画書の提出時期等について

基本協定書第 10 条第 1 項に「乙は、毎年 10 月末日までに、次に掲げる事項を記載した翌年度の事業計画書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。」と規定しているが、受付事務処理等の不備により、提出年月日が不明のため、提出期限までに提出があったかの確認ができなかった。

また、提出された事業計画書は、指定管理者であるシルバー人材センターの法人のものであり、公の施設の管理に係るものではなかった。

適正な事務処理及び適切な事業計画書の作成依頼を行っていただきたい。

### **( 3 ) 指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について**

指定管理者の管理に係る経費について

指定管理者の管理に係る経費について、人件費が計上されていなかった。

施設を維持管理するためには、人件費は必要不可欠であると思われ、これに係る経費は施設の管理に係る経費であると思われる。

適正な施設の管理に係る経費の把握に努めていただきたい。

指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について

指定管理者の管理運営実績に対する評価及び検証については、条例、規則及び基本協定書において特段の定めはないが、指定管理者制度を導入した効果や、適正な管理が行われているか等の確認のため必要であると思われる。

総体的な評価は行われていたが、何に基づき、どのような項目を、どのような基準で評価すべきかが明確ではなかった。

評価及び検証の適正な実施のため、評価基準の整理や評価シートを作成するなどの検討を行っていただきたい。

### **( 4 ) 指定管理者への指導及び助言について**

指定管理者への指導及び助言の実施については、必要書類等の作成・提出等の事務的なものは行われていたが、行われた指導が的確なものであったか、また十分なものであったかの確認ができなかった。

評価及び検証の適正な実施と併せ、的確な指導及び助言が行えるよう実施方法等についても検討していただきたい。

## 行政監査報告書（経済振興部 シティセールス課）

### 1 行政監査実施日

- ・ 公の施設の実地調査 平成 26 年 4 月 24 日（いとしま応援プラザ）
- ・ 本監査（ヒアリング） 平成 26 年 5 月 13 日（監査室）

### 2 監査の結果

監査の結果、指定管理者の選定及び協定の締結に係る事務については、概ね適正であると認められたが、次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分に把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に指摘等を行ったので、記述は省略した。

#### （1）指定管理者の選定及び指定手続について

指定管理者の指定通知が指定の告示の前に行われていた。

いとしま応援プラザ条例施行規則（以下「規則」という。）第4条では「市長は、条例第9条の規定により指定管理者の指定の告示をしたときは、いとしま応援プラザ指定管理者指定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。」と規定しており、指定の告示の後に指定通知を行うべきであると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### （2）指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について

継続的な公共サービスの水準確保について

公共サービスの水準の確保という観点から、いとしま応援プラザ条例（以下「条例」という。）第8条第3号の規定により、「応援プラザの管理及び第4条に規定する事業を安定して行う物理的能力及び人的能力を有していること。」を指定管理者の選定基準の1つとしているが、協定書には「物理的能力」「人的能力」の安定確保に係る具体的な事項が規定されていなかった。

市の担当職員が頻繁に施設に出向き状況を把握しているとのことであったが、一般的に複数年継続した協定を締結する指定管理者制度においては、継続的な公共サービスの水準確保の観点から、何らかの対応が必要であると思われる。

検討していただきたい。

利用料金の承認手続について

条例第21条第3項の規定による利用料金の承認手続について、利用料金決定に係る市長の承認行為が口頭で行われていた。

同条同項では「利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。」と規定しており、条例に準ずる利用料金の決定であっても、市長の承認行為が必要である。

また、市長の承認行為として、文書により明確にしておくことが適切であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 納税証明書の提出について

平成 23 年度及び 24 年度分の指定管理者の納税証明書が提出されていなかった。規則第 7 条では「指定管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に、第 2 条第 9 号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。」と規定しており、前事業年度の国税及び地方税に係る納税証明書の提出を事業年度終了後 2 月以内に求める必要があったと思われる。

指定管理者への適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

#### 販売手数料の決定に伴う市長への報告について

いとしま応援プラザ開設当初の平成 23 年 10 月から、指定管理者が作品の展示者から徴収をしている販売手数料について、額の決定又は変更の書面による報告が平成 26 年 4 月まで行われていなかった。

いとしま応援プラザの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第 14 条第 2 項では「乙は、販売手数料を決定、または変更したときは、甲に報告するものとする。」と規定しており、施設の開設当初に報告の必要があったと思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 防犯・防災マニュアルの作成について

基本協定書の別記第 1 管理業務仕様書に、指定管理者の施設及び設備の維持管理に関する業務が規定されており、1 の（4）に「緊急時対策及び防犯・防災マニュアルの作成などに関する業務」と明記されているが、防犯・防災マニュアルは作成されていなかった。

指定管理者への適正な指導等を行っていただきたい。

#### 指定管理者が管理すべき施設等について

指定管理者が管理すべき物件は市長が財産台帳等により提示することとなっているが、併設する図書館との共用部分や空きスペースとなっている部分等については、所管課が把握しているものと実態に差異があった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

### （3）指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について

指定管理者の管理運営実績に対する評価及び検証については、条例、規則及び基本協定書において特段の定めはないが、指定管理者制度を導入した効果や、適正な管理が行われているか等の確認のため必要であると思われる。

利用者数・起業家数等の伸びや総体的な評価は行われていたが、何に基づき、どのような項目を、どのような基準で評価すべきかが明確ではなかった。

評価及び検証の適正な実施のため、評価基準の整理や評価シートを作成するなどの検討を行っていただきたい。

#### **(4) 指定管理者への指導及び助言について**

指定管理者への指導及び助言の実施については、市民との対応、販売所の信頼確保等について行われていたが、行われた指導が的確なものであったか、また十分なものであったかの確認ができなかった。

評価及び検証の適正な実施と併せ、指導及び助言の実施方法等についても検討していただきたい。

## 行政監査報告書（教育部 文化課）

### 1 行政監査実施日

- ・ 公の施設の実地調査 平成 26 年 4 月 24 日（伊都文化会館）
- ・ 本監査（ヒアリング） 平成 26 年 5 月 13 日（監査室）

### 2 監査の結果

監査の結果、指定管理者の選定及び協定の締結に係る事務については、概ね適正であると認められたが、次のとおり検討及び改善を要する事項があったので、内容を十分に把握して必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度関係者に指摘等を行ったので、記述は省略した。

#### （1）指定管理者の選定及び指定手続について

指定管理者の指定通知が指定の告示の前に行われていた。

糸島市立伊都文化会館条例施行規則（以下「規則」という。）第 4 条では「教育委員会は、条例第 7 条の規定により指定管理者の指定の告示をしたときは、糸島市立伊都文化会館指定管理者指定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。」と規定しており、指定の告示の後に指定通知を行うべきであると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### （2）指定管理者との基本協定・年度協定の締結等について

継続的な公共サービスの水準確保について

公共サービスの水準の確保という観点から、糸島市立伊都文化会館条例（以下「条例」という。）第 6 条第 3 号の規定により、「文化会館の管理を安定して行う物理的能力及び人的能力を有していること。」を指定管理者の選定基準の 1 つとしているが、協定書には「物理的能力」「人的能力」の安定確保に係る具体的な事項が規定されていないかった。

毎年、指定管理者との協議の中で確認を行っているとのことであったが、一般的に複数年継続した協定を締結する指定管理者制度においては、継続的な公共サービスの水準確保の観点から、何らかの対応が必要であると思われる。

検討していただきたい。

事業報告書の提出時期について

条例第 8 条に「指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。」と規定し、事業報告書の作成及び提出を義務付けているが、提出期日が明確ではなく、かつ、受付事務処理等の不備により、提出年月日が不明であった。

提出期日を明確にして、適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 利用料金の承認手続について

条例第 17 条第 3 項の規定による利用料金の承認手続について、利用料金決定に係る教育委員会の承認行為が行われていなかった。

同条同項では「利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。」と規定しており、条例に準ずる利用料金の決定であっても、教育委員会の承認行為が必要である。

また、教育委員会の承認行為として、文書により明確にしておくことが適切であると思われる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 指定管理者協定の締結者について

伊都文化会館の管理に関する基本協定及び年度協定の締結者が糸島市長となっていた。

伊都文化会館については、平成 22 年 1 月 1 日より所管替えが行われ、市長部局から教育委員会へ移管されている。

教育委員会へ移管された平成 22 年度以降の伊都文化会館の管理に関する年度協定の協定締結者は、規則第 5 条の規定により教育委員会となる。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 納税証明書の提出について

平成 22 年度及び 23 年度分の指定管理者の納税証明書が提出されていなかった。規則第 7 条では「指定管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に、第 2 条第 9 号に規定する納税証明書を教育委員会に提出しなければならない。」と規定しており、前事業年度の国税及び地方税に係る納税証明書の提出を事業年度終了後 2 月以内に求める必要があったと思われる。適正な指導及び事務処理を行っていただきたい。

#### 指定管理者申請事項の変更手続について

規則第 9 条は「指定管理者は、第 2 条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、糸島市立伊都文化会館指定管理者申請事項変更届（様式第 6 号）に、変更の事実を証する書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。」と規定しているが、指定管理者の代表者が変更されたことについての届出が出されていなかった。

適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 指定管理業務の再委託について

施設の維持・管理に係る指定管理者の業務について、指定管理者は管理業務の一部を第三者へ再委託していた。

伊都文化会館の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第8条第1項は「乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は除く。」と規定している。

指定管理者が管理業務の一部を再委託する場合は、事前に甲の承認が必要であるが、承認の行為が行われていなかった。適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 事業計画書の提出時期等について

基本協定書第12条第1項に「乙は、毎年10月末日までに、次に掲げる事項を記載した翌年度の事業計画書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。」と規定しているが、受付事務処理等の不備により、提出年月日が不明のため、提出期限までに提出があったかの確認ができなかった。

また、提出された事業計画書の活用についても明確ではなかった。

適正な事務処理及び事業計画書の活用について整理を行っていただきたい。

#### 指定管理者が行う自主事業について

指定管理者が行う自主事業について、所管課の「自主事業」の解釈・定義が明確ではなかった。

指定管理者が行う「自主事業」とは、一般的には指定管理者協定書に規定されていないもの（指定管理業務以外のもの）を指定管理者の責任において、決定権者の承認を得て行う事業と解されていることから、指定管理者が行う自主事業については、所管課による定義付け等の整理が必要であると思われる。

また、基本協定書第13条第2項に規定される、自主事業計画書の提出及び承認手続の実施についても明確ではなかった。

「自主事業」の定義付け等の整理及び適正な事務処理を行っていただきたい。

### （3）指定管理者の管理運営に関する評価及び検証について

指定管理者の管理運営実績に対する評価及び検証については、条例、規則及び基本協定書において特段の定めはないが、指定管理者制度を導入した効果や、適正な管理が行われているか等の確認のため必要であると思われる。

総体的な評価は行われていたが、何に基づき、どのような項目を、どのような基準で評価すべきかが明確ではなかった。

評価及び検証の適正な実施のため、評価基準の整理や評価シートを作成するなどの検討を行っていただきたい。

### （4）指定管理者への指導及び助言について

指定管理者への指導及び助言の実施については、必要書類等の作成・提出等の事務的なものは行われていたが、行われた指導が的確なものであったか、また十分なものであったかの確認ができなかった。

評価及び検証の適正な実施と併せ、的確な指導及び助言が行えるよう実施方法等についても検討していただきたい。

## 第10 むすび

今回の「指定管理者制度の導入について」をテーマとした行政監査では、本市において指定管理者制度を導入している83施設のうち24施設（所管課：6課）を対象に、制度導入に係る行政事務が法令等の定めに従い適法に行われているか、事務の執行が合理的かつ効率的であるかについて、行政事務の適法性、合理性・効率性の観点から監査を実施した。

監査対象とした各施設の所管課においては、制度導入に係る事務は、概ね適正であると認められたが、制度運用等に係る細部については「第9 監査の結果」で述べたとおり、検討あるいは改善を要する事項が見受けられたので対応されたい。

指定管理者制度については、民間のノウハウを活用した効率性の高い施設経営や財政的メリット等を発揮しつつも、公の施設としての公共サービスの水準を如何に確保していくかが、制度の運用面における最大のポイントであると思われる。

前述した、検討あるいは改善を要する事項においても、特に、「指定管理者の管理運営に関する評価及び検証」「指定管理者への指導及び助言」について、具体的な対応策・改善策等を可能な限り早く検討いただき、適正な施設運営の執行を望むものである。

併せて、指定管理者との連携を密に行い、より質の高い公共サービスの提供を、継続して行える公の施設となるよう望むものである。

## 【資料】

### 監査対象施設の概要 基本協定の締結ごとに作成

【糸島市健康福祉センター あごら】(糸島市潤一丁目22番1号)

指定管理者名	社会福祉法人 糸島市社会福祉協議会
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者の指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日 5年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成23年4月1日 年度協定書 平成22年4月1日(平成22年度) 平成23年4月1日(平成23年度) 平成24年4月1日(平成24年度) 平成22年度の年度協定書は前指定管理者との協定ではあるが、前指定管理者も社会福祉法人糸島市社会福祉協議会であった。
指定管理料(管理委託料)	45,288,000円(平成24年度)
指定管理者の業務	(1) 健康福祉センターの利用の許可に関する業務 (2) 健康福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、健康福祉センターの運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
年間施設利用者数	平成22年度 110,838人 平成23年度 105,011人 平成24年度 115,572人
利用料金制度採用の有無及び利用料金収入	利用料金制度 : 採用 利用料金収入 : 平成22年度 3,884,340円 平成23年度 3,695,980円 平成24年度 3,709,500円
所管部署	人権福祉部 福祉支援課
関係する条例、規則	糸島市健康福祉センター条例 糸島市健康福祉センター条例施行規則

【糸島市健康福祉センター ふれあい】(糸島市志摩初1番地)

指定管理者名	社会福祉法人 糸島市社会福祉協議会
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者の指定期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日 5年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成24年4月1日 年度協定書 平成22年4月1日(平成22年度) 平成23年4月1日(平成23年度) 平成24年4月1日(平成24年度) 平成22年度及び23年度の年度協定書は前指定管理者との協定ではあるが、前指定管理者も社会福祉法人糸島市社会福祉協議会であった。
指定管理料(管理委託料)	16,200,000円(平成24年度)
指定管理者の業務	(1) 健康福祉センターの利用の許可に関する業務 (2) 健康福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、健康福祉センターの運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
年間施設利用者数	平成22年度 28,814人 平成23年度 38,985人 平成24年度 42,063人
利用料金制度採用の有無及び利用料金収入	利用料金制度 : 採用 利用料金収入 : 平成22年度 10,284,373円 平成23年度 5,988,612円 平成24年度 6,664,233円
所管部署	人権福祉部 福祉支援課
関係する条例、規則	糸島市健康福祉センター条例 糸島市健康福祉センター条例施行規則

【波多江放課後児童クラブ】(糸島市波多江駅北四丁目12番2号)

【東風放課後児童クラブ】(糸島市潤四丁目10番2号)

【前原放課後児童クラブ】(糸島市前原東二丁目2番2号)

【前原第2後児童クラブ】(糸島市前原東二丁目2番12号)

【前原南放課後児童クラブ】(糸島市前原南一丁目17番2号)

【南風放課後児童クラブ】(糸島市南風台八丁目10番52号)

【南風第2放課後児童クラブ】(糸島市南風台八丁目10番53号)

【加布里放課後児童クラブ】(糸島市神在1112番地)

【長糸放課後児童クラブ】(糸島市川付847番地)

【雷山放課後児童クラブ】(糸島市蔵持810番地1)

【怡土放課後児童クラブ】(糸島市高祖814番地)

合計11施設

指定管理者名	前原地区放課後児童クラブ
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者の指定期間	平成23年4月1日～平成26年3月31日 3年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成23年4月1日 年度協定書 平成22年4月1日(平成22年度) 平成23年4月1日(平成23年度) 平成24年4月1日(平成24年度) 平成22年度の年度協定書は前指定管理者との協定ではあるが、前指定管理者も前原地区放課後児童クラブであった。
指定管理料(管理委託料)	53,988,900円(平成24年度)
指定管理者の業務	(1) 児童クラブを利用する児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る業務 (2) 児童クラブの入所等の受付に関する業務 (3) 児童クラブの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務 (4) 児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、児童クラブの運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
年間施設利用者数 11施設の合計	平成22年度 577人 平成23年度 621人 平成24年度 619人 年間平均入所者数(臨時入所含む)



【一貴山放課後児童クラブ】(糸島市二丈石崎81番地)

指定管理者名	社会福祉法人 秀美会
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者の指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日 5年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成21年4月1日 年度協定書 平成22年4月1日(平成22年度) 平成23年4月1日(平成23年度) 平成24年4月1日(平成24年度)
指定管理料(管理委託料)	6,379,905円(平成24年度) 福吉放課後児童クラブとの合計額
指定管理者の業務	(1) 児童クラブを利用する児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る業務 (2) 児童クラブの入所等の受付に関する業務 (3) 児童クラブの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務 (4) 児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、児童クラブの運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
年間施設利用者数	平成22年度 24人 平成23年度 23人 平成24年度 22人 年間平均入所者数(臨時入所含む)
利用料金制度採用の有無及び利用料金収入	利用料金制度 : 採用 利用料金収入 : 平成22年度 2,621,825円 平成23年度 2,482,600円 平成24年度 2,627,175円 福吉放課後児童クラブとの合計額
所管部署	人権福祉部 子ども課
関係する条例、規則	糸島市放課後児童クラブ条例 糸島市放課後児童クラブ条例施行規則

【福吉放課後児童クラブ】(糸島市二丈吉井3509番地14)

指定管理者名	社会福祉法人 秀美会
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者の指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日 5年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成21年4月1日 年度協定書 平成22年4月1日(平成22年度) 平成23年4月1日(平成23年度) 平成24年4月1日(平成24年度)
指定管理料(管理委託料)	6,379,905円(平成24年度) —貴山放課後児童クラブとの合計額
指定管理者の業務	(1) 児童クラブを利用する児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る業務 (2) 児童クラブの入所等の受付に関する業務 (3) 児童クラブの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務 (4) 児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、児童クラブの運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
年間施設利用者数	平成22年度 25人 平成23年度 24人 平成24年度 29人 年間平均入所者数(臨時入所含む)
利用料金制度採用の有無及び利用料金収入	利用料金制度 : 採用 利用料金収入 : 平成22年度 2,621,825円 平成23年度 2,482,600円 平成24年度 2,627,175円 —貴山放課後児童クラブとの合計額
所管部署	人権福祉部 子ども課
関係する条例、規則	糸島市放課後児童クラブ条例 糸島市放課後児童クラブ条例施行規則

【深江放課後児童クラブ】(糸島市二丈深江999番地)

指定管理者名	特定非営利活動法人 いとしま児童クラブ
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者の指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日 5年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成21年4月1日 年度協定書 平成22年4月1日(平成22年度) 平成23年4月1日(平成23年度) 平成24年4月1日(平成24年度)
指定管理料(管理委託料)	4,424,275円(平成24年度)
指定管理者の業務	(1) 児童クラブを利用する児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る業務 (2) 児童クラブの入所等の受付に関する業務 (3) 児童クラブの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務 (4) 児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、児童クラブの運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
年間施設利用者数	平成22年度 34人 平成23年度 40人 平成24年度 37人 年間平均入所者数(臨時入所含む)
利用料金制度採用の有無及び利用料金収入	利用料金制度 : 採用 利用料金収入 : 平成22年度 1,800,175円 平成23年度 2,118,600円 平成24年度 2,044,175円
所管部署	人権福祉部 子ども課
関係する条例、規則	糸島市放課後児童クラブ条例 糸島市放課後児童クラブ条例施行規則

【可也第1放課後児童クラブ】(糸島市志摩初90番地2)

【可也第2放課後児童クラブ】(糸島市志摩初204番地1)

【桜野放課後児童クラブ】(糸島市志摩桜井5980番地1)

【引津放課後児童クラブ】(糸島市志摩御床2165番地2)

合計4施設

指定管理者名	特定非営利活動法人 いとしま児童クラブ
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者の指定期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日 2年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成24年4月1日 年度協定書 平成22年4月1日(平成22年度) 平成23年4月1日(平成23年度) 平成24年4月1日(平成24年度) 平成22年度及び23年度の年度協定書は前指定管理者との協定ではあるが、前指定管理者も特定非営利活動法人いとしま児童クラブであった。
指定管理料(管理委託料)	22,717,880円(平成24年度)
指定管理者の業務	(1) 児童クラブを利用する児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る業務 (2) 児童クラブの入所等の受付に関する業務 (3) 児童クラブの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務 (4) 児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、児童クラブの運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
年間施設利用者数 4施設の合計	平成22年度 172人 平成23年度 188人 平成24年度 190人 年間平均入所者数(臨時入所含む)
利用料金制度採用の有無 及び利用料金収入	利用料金制度 : 採用 利用料金収入 : 平成22年度 8,964,875円 平成23年度 10,029,175円 平成24年度 9,897,550円
所管部署	人権福祉部 子ども課
関係する条例、規則	糸島市放課後児童クラブ条例 糸島市放課後児童クラブ条例施行規則

【福吉ふれあい交流センター福ふくの里】(糸島市二丈福井6333番地)

指定管理者名	有限会社 福ふくの里
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者の指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日 5年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成23年4月1日 年度協定書 平成22年4月1日(平成22年度) 平成23年4月1日(平成23年度) 平成24年4月1日(平成24年度) 平成22年度の年度協定書は前指定管理者との協定ではあるが、前指定管理者も有限会社福ふくの里であった。
指定管理料(管理委託料)	0円(平成24年度)
指定管理者の業務	(1) 施設及び設備等の維持管理に関する業務 (2) 施設の利用の許可等に関する業務 (3) その他施設の運営に関し市長が必要と認める業務
年間施設利用者数	平成22年度 326,458人 平成23年度 325,224人 平成24年度 321,753人
利用料金制度採用の有無 及び利用料金収入	利用料金制度 : 採用 利用料金収入 : 平成22年度 1,188,618円 平成23年度 1,058,420円 平成24年度 1,582,236円
所管部署	農林水産部 農業振興課
関係する条例、規則	糸島市福吉地区中山間地域総合整備事業活性化施設条例 糸島市福吉地区中山間地域総合整備事業活性化施設条例施行規則

【糸島市ワークプラザ】(糸島市潤一丁目21番1号)

指定管理者名	公益社団法人 糸島市シルバー人材センター
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者の指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日 5年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成23年4月1日 年度協定書 平成22年4月1日(平成22年度) 平成23年4月1日(平成23年度) 平成24年4月1日(平成24年度) 平成22年度の年度協定書は前指定管理者との協定ではあるが、前指定管理者も社団法人糸島市シルバー人材センターであった。
指定管理料(管理委託料)	0円(平成24年度)
指定管理者の業務	(1) ワークプラザの施設及び設備の維持管理に関する業務 (2) その他市長が必要と認める業務
年間施設利用者数	平成22年度 10,250人 平成23年度 9,950人 平成24年度 9,740人
利用料金制度採用の有無 及び利用料金収入	利用料金制度 : 非採用
所管部署	経済振興部 商工振興課
関係する条例、規則	糸島市ワークプラザ条例 糸島市ワークプラザ条例施行規則

【いとしま応援プラザ】(糸島市志摩初30番地)

指定管理者名	特定非営利活動法人 いとひとねっと
指定管理者の選定方法	公募
指定管理者の指定期間	平成23年9月1日～平成26年3月31日 2年7か月
協定書締結年月日	基本協定書 平成23年9月1日 年度協定書 平成23年9月1日(平成23年度) 平成24年4月1日(平成24年度) 平成23年10月より施設開設
指定管理料(管理委託料)	3,520,000円(平成24年度)
指定管理者の業務	(1) 応援プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務 (2) 応援プラザの施設の利用の許可に関する業務 (3) いとしま応援プラザ条例第4条に規定する事業の実施に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、応援プラザの運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
年間施設利用者数	平成23年度 5,165人 平成24年度 11,504人
利用料金制度採用の有無及び利用料金収入	利用料金制度 : 採用 利用料金収入 : 平成23年度 402,520円 平成24年度 626,510円
所管部署	経済振興部 シティセールス課
関係する条例、規則	いとしま応援プラザ条例 いとしま応援プラザ条例施行規則

【糸島市立伊都文化会館】(糸島市前原東二丁目2番7号)

指定管理者名	株式会社 福岡市民ホールサービス
指定管理者の選定方法	公募
指定管理者の指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日 5年間
協定書締結年月日	基本協定書 平成23年9月1日 年度協定書 平成22年4月1日(平成22年度) 平成23年4月1日(平成23年度) 平成24年4月1日(平成24年度)
指定管理料(管理委託料)	25,000,000円(平成24年度)
指定管理者の業務	(1) 文化会館の利用の許可に関する業務 (2) 文化会館の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) その他文化会館の運営に関する業務のうち、教育委員会が必要と認める業務
年間施設利用者数	平成22年度 100,283人 平成23年度 93,614人 平成24年度 105,463人
利用料金制度採用の有無 及び利用料金収入	利用料金制度 : 採用 利用料金収入 : 平成22年度 15,051,190円 平成23年度 15,513,690円 平成24年度 16,001,510円
所管部署	教育部 文化課
関係する条例、規則	糸島市立伊都文化会館条例 糸島市立伊都文化会館条例施行規則